

第11回口頭弁論期日のご報告

平成29年11月9日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 弁護団の主張や証拠

★提出した主な証拠

原告の方々の個別的な損害を示す書証

(2) 被告東京電力の主張, 証拠の提出

★被告東京電力個別準備書面(2-1), (3-1), (4-1), (5-1)

○概要

- ① 原告2番～5番各世帯が請求している損害は、いずれも認められない。原告らの子どもが受け取った賠償金は、実際に費用を負担した原告ら世帯の親の損害に充当されるべきである。

原告2番～4番各世帯が自主的に避難をする必要性や合理性は基本的に認められない。原告5番世帯の場合、避難の合理性が認められる時期は、最大でも緊急時避難準備区域の指定が解除された平成23年9月から1年経過後の平成24年8月までである。

仮に、原告2番～5番各世帯に対する慰謝料が一定程度認められたとしても、既に支払った賠償金で弁済している。

★提出した主な証拠

広報みなみそうま, ふくしま市政だより

(3) 被告国の主張

★第16準備書面

○概要

- ① 規制権限不行使の違法性を判断するにあたり、規制権限の行使が問題となる当時の具体的事情一切が斟酌される。不十分な科学的知見によって原告らが主張する技術基準適合命令を発した場合、被告国の規制権限行使が、違法と評価されることもある。

被告国が負っている責任が二次的かつ補完的責任であることも踏まえて、規制権限不行使が著しく不合理か評価し、薄弱なエビデンスによる規制権限行使は許されない。

- ② 本件事故前における科学的知見を評価する場合、多数の専門家意見との整合性を確認することが必要不可欠である。この際、後知恵バイアスを排除し

なければならない。

原子力規制の分野では、求められる安全性は、「絶対的安全性」ではなく、「相対的安全性」である。「最新の科学的、技術的知見を踏まえた合理的な予測」によってリスクが示されていない限り、事業者が安全対策の前提として考慮する必要はない。

これまでの最高裁判例が前提としており、国の作為義務が認められるためには、客観的かつ合理的根拠をもって形成・確立した科学的知見に基づく具体的な法益侵害の危険性が予見できる必要がある。

- ③ 「長期評価の見解」は、これと異なる理学的知見が多く示されていた。「長期評価」の策定に深く関与した専門家を含む地震学・津波学及び津波工学の専門からも、一様に「長期評価の見解」が理学的根拠に乏しいものであった旨の意見を述べていた。「長期評価の見解」は、「最新の科学的・技術的知見を踏まえた合理的な予測」によってリスクを示唆する知見とは呼べない。

「津波評価技術」は、「既往津波を前提にしつつも、常に既往津波プラスアルファで安全対策が考えられているもの」であり、本件事故前の時点において、「最新の科学的・技術的知見を踏まえた合理的な予測」によって福島第一原発における津波対策を考えるものとして、最も合理性が認められる知見であった。

中央防災会議の「日本海溝・千島海溝報告書」は、原発も対象に含めた我が国の防災分野における地震・津波防災対策の検討として、「長期評価の見解」を含む科学的知見について、専門技術的判断を行った結果を示したものである。「日本海溝・千島海溝報告書」では、「長期評価の見解」は採用されず、福島第一原発周辺の津波高さの最大値は5メートル前後であると判断した。

溢水勉強会は、津波が到来する可能性の有無・程度や、津波が到来した場合に予想される波高に関する知見を得る目的で設置されたものではない。あくまで、仮定された水位の津波が到来し、かつ、それによる浸水が長時間継続したと仮定した場合における原子力発電所施設への影響を検討したに過ぎない。溢水勉強会は、津波対策を導き出すための知見ではない。

以上のとおり、最も合理性が認められる「津波評価技術」に基づき、福島第一原発の最大想定津波を0. P+6. 1メートルとして津波対策を行っていた被告東電の津波対策は、十分に合理的であった。

本件事故に至るまで、被告国の本件事故に関する予見可能性を基礎付ける知見は存在しなかった。

- ④ 本件事故前、津波のリスクに切迫性はなかった。原子力工学の考え方に基づき優先順位を検討した場合、本件事故前、切迫性が高く最も優先されるべきリスクは、平成19年の新潟県中越地震発生もあり、地震対策であった。

被告国において、被告東電に対し、地震対策に優先して津波対策をさせる作為義務が生じていたとは認められない。

- ⑤ 一連の最高裁判決の考え方からすれば、結果回避措置をとることが物理的に可能であることだけでなく、当時の確立した科学的・工学的知見によって、当該結果回避措置が問題となっている被害を回避できる措置として導かれる

状況にあったことが必要である。

本件事故前の科学的・工学的知見に照らした場合、敷地高さを超える津波が予見された場合に導かれる対策は、防潮堤・防波堤の設置であって、それ以外の対策はあり得ない。しかも、「長期評価の見解」を前提にした津波対策では、試算津波と本件津波が全く異なるため、本件津波を防ぐことは不可能であった。

被告国が、「長期評価の見解」を前提に防波堤を設置するよう規制権限行使しても、優に約5年を超える期間を要するため、平成20年試算時を起算点とした場合、時間的な側面からも、本件事故についての結果回避可能性は認められない。

★個別第2準備書面(1)(原告番号2の世帯に係る損害論に対する個別認否)、個別第3準備書面(1)(原告番号3の世帯に係る損害論に対する個別認否)、個別第4準備書面(1)(原告番号4の世帯に係る損害論に対する個別認否)、個別第5準備書面(1)(原告番号5の世帯に係る損害論に対する個別認否)

○概要

- ① 原告2番～5番が請求している損害の主張に対する国の反論は、被告東電の主張を援用する。
- ② 被告国は、事業者である被告東電の一次的責任を踏まえた二次的責任を負うにとどまる。

そのため、被告国の責任は、被告東電が負うべき責任よりも限定された範囲にとどまるというべきである。

★提出した主な証拠

政府事故調中間報告書・政府事故調最終報告書(東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会)、酒井俊郎氏(一般財団法人電力中央研究所研究コーディネーター)意見書、ロジックツリーの重みのアンケート結果(土木学会津波評価部会)、バックチェック中間報告に係る審議のポイント(原子力安全・保安院)、新潟県中越地震による影響に関する原子力安全委員会の見解と今後の対応(原子力安全委員会)、低線量被ばくに関する海外の論文

2 原告2番さん、5番さんの本人尋問(午前)

3 原告5番さん、3番さんの本人尋問(午後)

4 今後の裁判の日程

第12回口頭弁論期日 平成30年1月18日(木)午前10時半

第13回口頭弁論期日 平成30年3月29日(木)午前10時半

- ※ 千葉地方裁判所601号法廷で行われる予定です。
- ※ 傍聴席は抽選となる予定ですので、傍聴ご希望の方は、千葉地方裁判所1階ロビーへ、お早めにお越しください。

以 上